

第3号様式（第7条関係）

会 議 録

審議会等の名称	令和8年度 第1回 富士市入札監視委員会																						
庶務を担当する部課等	財政部 契約検査課																						
会議の開催の日時	令和8年8月20日（木） 午後1時30分～午後3時00分																						
会議の開催の場所	富士市庁舎5階 第三会議室																						
出席者	・ 入札監視委員会委員 畔村勇次、山田建太、土村宜明、望月裕美子、加茂聡子 ・ 工事担当者、事務局																						
議題	1 発注工事入札契約手続の運用状況報告について 2 案件抽出審議について																						
配付資料	令和8年度 第1回 富士市入札監視委員会 次第、審議書																						
審議の状況	・ 審議対象となる工事を抽出する指定委員は、事前に山田委員に依頼済み ・ 令和7年10月1日～令和8年3月31日までに市が発注した100件の工事に係る入札契約手続きの運用状況報告 ・ 入札参加資格停止等の運用状況報告 ・ 抽出案件6件についての審議																						
審議の結果	・ 発注工事入札契約手続きの運用について指摘事項は無かった。 ・ 入札参加資格停止等の運用について指摘事項は無かった。 ・ 指定委員が抽出した下記案件について審議を行い、全て適正に処理されていることが確認された。（審議内容については別紙のとおり） <抽出案件> <table> <tr> <th>No.</th><th>工 事 名</th><th>入札契約方式</th></tr> <tr> <td>1</td><td>令和7年度 末広宇東川東7－3号線ほか管路新設工事</td><td>一般競争入札 （総合評価）</td></tr> <tr> <td>2</td><td>新富士駅南地区土地区画整理事業 R7 田子浦往還通り線交差点信号機設置ほか工事</td><td>一般競争入札</td></tr> <tr> <td>3</td><td>令和7年度 富士川左岸緑地園路舗装工事</td><td>一般競争入札 （総合評価）</td></tr> <tr> <td>4</td><td>令和7年度 臨港富士線（青葉町）舗装改良工事</td><td>一般競争入札 （総合評価）</td></tr> <tr> <td>5</td><td>令和7年度 元吉原富士岡線道路築造工事</td><td>指名競争入札</td></tr> <tr> <td>6</td><td>中央公園こどもの水遊び場整備工事</td><td>随意契約方式</td></tr> </table>		No.	工 事 名	入札契約方式	1	令和7年度 末広宇東川東7－3号線ほか管路新設工事	一般競争入札 （総合評価）	2	新富士駅南地区土地区画整理事業 R7 田子浦往還通り線交差点信号機設置ほか工事	一般競争入札	3	令和7年度 富士川左岸緑地園路舗装工事	一般競争入札 （総合評価）	4	令和7年度 臨港富士線（青葉町）舗装改良工事	一般競争入札 （総合評価）	5	令和7年度 元吉原富士岡線道路築造工事	指名競争入札	6	中央公園こどもの水遊び場整備工事	随意契約方式
No.	工 事 名	入札契約方式																					
1	令和7年度 末広宇東川東7－3号線ほか管路新設工事	一般競争入札 （総合評価）																					
2	新富士駅南地区土地区画整理事業 R7 田子浦往還通り線交差点信号機設置ほか工事	一般競争入札																					
3	令和7年度 富士川左岸緑地園路舗装工事	一般競争入札 （総合評価）																					
4	令和7年度 臨港富士線（青葉町）舗装改良工事	一般競争入札 （総合評価）																					
5	令和7年度 元吉原富士岡線道路築造工事	指名競争入札																					
6	中央公園こどもの水遊び場整備工事	随意契約方式																					
備考	・ 再苦情等が寄せられた場合は、臨時会議を開催する。																						

(別紙) 抽出案件の審議内容

抽出事案 1 令和 7 年度 末広宇東川東 7 - 3 号線ほか管路新設工事

	質疑	応答
質問 1	案件の抽出方法に基準はあるか。	例年、委員長以外の委員 4 名に持ち回りで抽出を依頼している。抽出に際して明確な基準はないが、落札率が高い案件、金額の大きい案件、低入札調査の対象となった案件、参加者が多い案件、逆に参加者が少ない案件、指名競争入札で辞退者が多い案件、入札書を提出せず無効となった案件等が抽出される傾向がある。
質問 2	入札者 3 者のうち 2 者が予定価格超過であったため、落札者を決定するにあたり総合評価の点数は関係なかったということか。	入札参加者 3 者のうち 2 者が予定価格を上回ったため、評価対象外となっている。結果的に 1 者のみを評価することとなった。
質問 3	価格が 1 億円を超えているが、こういった工事が高額になるのか。	本工事は特段難しい工法ではないが、工事延長が 450m と長いため価格が大きくなっている。近年、下水道工事の際に地面を深く掘るため工事単価が高くなっていることも影響している。
質問 4	多くの自治体で下水道の耐震化を進めていると思うが、この工事は耐震化を含む工事か。	本工事は下水道管の新設工事であるため、マンホールの内側と下水道管の間にゴムパッキンのようなものを設置し耐震性を高めている。なお、本市では市内の設置済みの古い下水道管の更生工事や、既設マンホールの浮上防止対策工事を順次行っている。
質問 5	予定価格と調査基準価格の違いはなにか。	工事の設計金額がそのまま予定価格となる。調査基準価格はダンピング防止等の対策を図るため、定められた算定式で金額を設定している。調査基準価格を下回った場合は、調査対象となる業者に対して調査を行う。なお、5,000 万円未満の工事では調査基準価格に代わり最低制限価格を設定し、最低制限価格を下回った者は失格となる。
質問 6	調査基準価格を公表するタイミングは入札後か。	調査基準価格は落札決定後に公表している。
質問 7	他地区の同種同規模の案件と入札金額を比較しているか。	県の積算基準に基づき設計金額を設定しているため、自治体により多少差異はあるが、大きな差は生じないと考えている。
質問 8	落札率が高いが、価格の予測がしやすい工事なのか。	下水道工事は単純な工事であり、材料の管もほぼ同じものを使用している。過去の設計書が情報公開されていることもあり、事業者が設計価格を正確に積算ができると思われる。

質問 9	総合評価の評価項目の根拠はあるか。	総合評価方式は国の評価項目を参考にしている。3つから4つある大項目の内容はどの自治体もほぼ同じだが、各自治体が重視する政策によって下位の項目にばらつきがみられる。会社の施工能力や工事成績よりは、その会社の社会性・信頼性の評価で特徴が出る。静岡市の事例では水道の漏水工事に対応した場合に加点する等、特定の事業への参加を促すようなものもある。
質問 10	総合評価にする、しないの判断基準はどうしているか。	令和7年度から5,000万円以上の土木工事及び管工事、2,500万円以上の舗装工事は基本的に総合評価入札方式としている。ただし、施工内容が単純で同種工事の設定がしにくい場合等は総合評価入札方式でない通常の価格競争入札とする場合もある。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案2 新富士駅南地区土地区画整理事業 R7 田子浦往還通り線交差点信号機設置ほか工事

	質疑	応答
質問 1	1 者しか入札がなかった理由はなにか。	信号機の工事は発注件数自体が少なく、実績のある業者が少ないこと、警察との公安協議が必要なことから参加者が少ないと思われる。本工事は電気工事 A 等級に格付けされた 8 者が参加可能な工事で、もともと参加者の母数が少ないところ、工事ができる業者が以前より減っているという事情もある。
質問 2	落札率が高い理由はなにか。	信号機そのものは過去の工事と同じものを使用していること、過去の同種工事の情報が公開されていることから、予定価格を予測しやすいものと思われる。
質問 3	工事価格の積算はどのように行っているか。	土木工事等と同じく工事にかかる費用を積み上げて計算をしている。材料の単価については複数の業者から見積をとりその金額を使用する。信号機のような特殊な物件については見積先は限られる。
質問 4	資格確認はどのような内容か。	現場で配置される技術者の資格証や、工事实績を求める場合はそれを証明できるものを提出させ、それを審査し、問題なければ落札決定する。
質問 5	参加者を増やす方策はあるか。	原則市内に営業所がある業者への発注を優先しているが、参加者が少ないと見込まれるケースでは、県内に事務所がある業者を対象に含める等、営業所の所在地の範囲を広げるという方法がある。
質問 6	入札の募集範囲を変更したことはあるか。	過去数年の工事实績等を参考に、最初から富士市内の業者だけでなく、県内の業者で特定の実績を有する業者を対象とすることがある。

質問 7	後から募集範囲を広げることはあるか。	入札参加者がいない場合や予定価格以下の入札がなかった場合は不調となる。不調となった案件の 2 回目の入札の際は、状況を見て募集範囲を広げる場合がある。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案 3 令和 7 年度 富士川左岸緑地園路舗装工事

	質問	回答
質問 1	低入札価格調査の確認事項と落札してよいと判断した根拠を教えてください。	手持ち工事の内訳、下請け先の一覧、下請けや材料の見積り、会社の経営状況等の資料を提出させ、後日、工事担当課及び契約検査課にてヒアリングを行う。ヒアリングでは下請け業者にとって無理のない契約となっているか、工事価格が適切か内訳ごとに設計価格と比較し問題がないか確認する。工事価格を抑えられる理由が妥当であり、なおかつ下請け業者に負担がないことが確認できた場合は、標準価格を下回っていても工事を履行できると判断し落札決定している。
質問 2	こういった理由で工事価格を抑えられるのか。	会社として工事实績を積み上げたいため工事にかかる経費と関係のない役員報酬を抑えている、工事現場と会社の距離が近いと経費を抑えられている等がある。
質問 3	他の案件と比較し完成予定日が早いのはどうしてか。	本案件は河川敷の工事であり、一般交通がない場所のため交通規制の調整等が必要ない。調整にかかる日数が少ないため、工期が短くなっている。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案 4 令和 7 年度 臨港富士線（青葉町）舗装改良工事

	質問	回答
質問 1	入札額が低い傾向がみられるが、予定価格の設定に問題はなかったか。	舗装工事は現場の調整次第で実稼働日数を削減しやすいことから会社利益が出やすいため、全体的に入札額が低い傾向がある。また、比較的単純な工事であることから正確な積算が可能で、調査基準価格に近い金額で入札しやすいものと思われる。
質問 2	予定価格超過した業者がいるが、原因はなにか。	案件の内容やそのときの業者の状況により、入札時の業者の姿勢は大きく異なる。強く競争する意思がなく入札額を高めに出してくる場合や、材料の仕入れ先との交渉がうまくいかず工事費が高くなる場合等が考えられる。

質問 3	入札を辞退すると業者が不利になるのか。	入札を辞退したからといってその後不利になることはない。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案 5 令和 7 年度 元吉原富士岡線道路築造工事

	質問	回答
質問 1	辞退が多かった理由はないか。	指名時期の 12 月頃は指名した土木工事一式工事 C 等級及び D 等級の業者は他社の下請けに入ることが多く、作業員が確保できないため。
質問 2	繁忙期を避けて発注することはできないのか。特に中小企業の負担軽減のため平準化発注を進めてほしい	令和 4 年度から受注者の負担軽減のため発注の平準化に取り組んでいる。前年度 3 月に前倒しで入札を行い、4 月から 6 月に工事を行う案件が増えたことで、夏頃の工事が減り工期に余裕ができた。ただし、発注時期は予算の付き方や地元との調整等の様々な要素により決まるため、繁忙期の発注となってしまう場合もある。また、完成に半年以上かかる工事も多く、市の会計制度上、年度末の完成となる案件が生じることはご理解いただきたい。
質問 3	辞退は書類を提出させているのか。	入札辞退書をファックスで提出してもらう。電子入札システム上では業者が処理を行わないと未提出の扱いとなるが、その場合は辞退の意思があるのか、単に失念しているのか判別ができない。全庁的にできるだけ業者が来庁する手間を減らす方向で考えている。
質問 4	1 回目は辞退と予定価格超過、2 回目は 2 者のみ参加したということか。	応札があった 2 者のみを対象として、同日午後 2 回目の入札を行った。2 回目に応札した 1 者は予定価格を超過していたが、入札額が予定価格の 5 % 以内であったため、不落随契に移行した。3 回目に予定価格を下回ったため落札となった。
質問 5	3 回目は随意契約なのか。	不落随契により落札となったが、入札方式としては指名競争入札となる。
質問 6	不落随契の際は金額を教えるのか。	業者には金額を伝えない。ただし、不落随契であるということは伝えるため、業者に入札に関する知識があれば前回の入札が予定価格の 5 % 以内ということはわかる。
質問 7	2 回目、3 回目の入札の際は業者が来庁したのか。	すべて電子システム上の入札のため、来庁していない。
質問 8	電子入札システムには本人の認証は必要か	システムを利用する際に情報を登録し IC カードを取得する必要がある。そのカードを使用して本人確認を行う。
審議結果	・適正に処理されていることを確認した。	

抽出事案 6 中央公園こどもの水遊び場整備工事

	質問	回答
質問 1	プロポーザル方式の審査 内容と流れを教えてください。	令和 7 年 10 月にプロポーザルの公募を行い、令和 8 年 1 月に業者の提案書をもとに審査している。審査においては金額のほか、安全性、デザイン、耐久性等を総合的に評価している。
質問 2	提案は何社から受けるのか。	本来応募者数に制限はないが、本案件は 1 者しか応募がなかった。応募が 1 者の場合でも提案内容を審議し、案件に沿う内容でなければ採用しないこともある。
質問 3	審査委員はだれか。	富士市みどりの課長、みどりの課統括主幹 4 名、こども未来課長を合わせて 6 名が審査委員となっている。なお、プロポーザルの審査とは別に、指名委員会に審査委員の内訳等について諮っている。
質問 4	説明に「予定価格以下の見積金額であった」とあるが、予定価格と見積額に差があったということか。	随意契約であっても見積額が予定額を超過していた場合は契約に移行することができないため、このような表現をしている。
審議 結果	・適正に処理されていることを確認した。	